

明和町の入札システムについて（試行）

＜土木工事、舗装工事、建築工事の入札から落札まで＞

＜入札場所＞

入札場所は明和町役場内の指定された入札会場

＜入札の方法＞

条件付一般競争入札（設計金額 6,000 万円以上）

指名競争入札（設計金額 130 万円以上～ 6,000 万円未満）

＜入札書の提出＞

競争参加資格確認通知及び指名競争入札通知書で入札参加の通知があった者については、明和町役場において指定された日時、場所で入札書を提出する。また、入札書の提出は、入札の開始と同時に提出する。

なお、郵便入札を行おうとするものは、入札日の 5 日前までに総務課まで別途申し出てください。

＜入札用封筒及び入札書＞

入札時の封筒及び入札書については、次のことに留意のうえ、作成してください。

- （１）入札書に記入する入札金額の先頭に「¥」を付け加えること。
- （２）入札書の工事名及び工事場所については、正確に記入すること。
- （３）入札書の日付は、入札日を記入すること。
- （４）発注者をよく確認（明和町長）のうえ、あて先を記入すること。
- （５）入札者の印鑑は、必ず指名登録の使用印鑑（登録された印鑑）で押印すること。
- （６）入札書は、工事 1 件につき、1 枚限りです。封筒に入札書が 2 枚以上入っていた場合や、封筒表紙の工事名と同封された入札書の工事名が異

なる場合は、「無効」となります。

- (7) 入札書を入れる封筒には、「開札日」、「件名」、「差出人」及び「入札書在中」を必ず記入すること。
- (8) 封筒は、必ずのりで封書する事。(セロハンテープによることは禁じます。) 業務委託についても、上記事項を準用する。

< 設計価格の事前公表について >

公表する設計価格は、土木工事（上水・下水道工事を含む。以下も同様） 舗装工事、建築工事に限り公表します。公表の方法は、入札日の3日前に明和町閲覧室、明和町ホームページの入札関連情報において公表します。

< 予定価格の算出 >

設計価格の事前公表型の入札分における予定価格の算出は次の手順で行う。

- (1) 予定価格の率を決定するため、入札参加業者の中の1人がくじを引く。くじを引く者の選出は、入札参加業者でくじを引き、1番くじを引いた者が予定価格に乗ずる率のくじを引く。
- (2) 予定価格を算出する率は、設計価格の95%から99%の間で、くじは「5」から「9」の5本のくじ棒の中から引く。「5」は95%、「6」96%、「7」は97%、「8」は98%、「9」は99%と読み替え、それぞれ設計価格に乗ずる率とする。
- (3) 設計価格にくじで決まった率を乗じて予定価格を算出する。(千円止め)

< 最低制限価格 >

くじで算出した予定価格の80%で設定します。(千円止め)

< 全ての応札額が最低制限価格を下回った場合 >

予定価格を設計価格の95%と設定し最低制限価格を定め、このなかで最低

の価格をもって入札したものを落札者とする。但し、この最低制限価格でも落札者がいない場合は不調とする。但し落札者が複数あるときはくじにより決定する。(くじはくじを引く順番のくじを引き、1番くじを引いた者から順番に落札者を決定するくじを引き決定する。)

< 工事価格積算書の提出 >

1件500万円以上の土木、舗装、建築工事については、入札書の提出時にあわせ工事積算内訳書の提出が必要です。

入札書と同時に工事積算内訳書が提出されない場合や積算書に記入がない場合は失格となります。

< その他 >

土木工事、舗装工事、建築工事で入札から落札までを除く入札に関する事項は従前どおりとする。また、土木工事、舗装工事、建築工事を除く入札は、従前の入札方法で執行します。

また、土木、舗装、建築工事にあっても、特殊性等によって特に町長が認めた場合は、従前の入札方法で執行することが出来る。